

「健康づくりの推進に係る条例」に係る答申について

健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会(委員長:堤 明純氏(北里大学医学部教授))から「健康づくりの推進に係る条例」について、市長に答申がありましたのでお知らせします。

答申に当たっては、全5回にわたる審議において、市民が健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すことや、子どもから高齢者まで全ての市民を対象とすること、健康づくりの大切さが伝わりやすい内容となること等の観点から検討が行われ、骨子案がまとめられました。

1 答申の日時

令和4年9月9日(金) 午後2時30分

2 検討経過

令和3年12月13日 第1回検討委員会

令和4年 2月14日 第2回検討委員会にて諮問

2月14日から
8月 5日まで 検討委員会における検討(4回)

※ 検討委員会としては全5回開催

3 答申の内容

別添のとおり

4 今後の予定

令和4年12月中旬から パブリックコメント(意見募集)の実施

令和5年 1月中旬まで

3月 市議会3月定例会議に条例(案)を提案

4月1日 条例施行



問合せ先

健康増進課成人保健班 042-769-8322 (直通)

対応責任者 米多、廣田

令和4年9月9日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

健康づくりの推進に係る条例の
制定に関する検討委員会
委員長 堤 明純

健康づくりの推進に係る条例について（答申）

令和4年2月14日付FN o. 6・5・4をもって諮問のありました健康づくりの推進に係る条例について、当委員会において検討した結果、別紙のとおり答申します。

条例の制定により、健康づくりの気運の醸成を図るとともに、健康づくりの大切さを市民の皆様と共有できるよう、市民目線の分かりやすい条例が制定されることを願います。

以 上

(仮称) 相模原市健康づくり推進条例(案)の骨子

1 条例の名称

相模原市健康づくり推進条例

2 前文

- 健やかで心豊かにあることは、市民共通の願いであり、疾病や障害の有無にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくことは、明るく活力に満ちた社会を支えるために欠くことのできないものです。
- 相模原市では、これまで「さがみはら健康都市宣言」、「相模原市保健医療計画」等に基づき、市民の健康づくりを推進してきました。
- しかしながら、近年の急速な少子高齢化や疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、生活習慣の改善や介護予防など、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められています。
- こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、将来にわたり時代に即した健康づくり施策を進めていくためには、子どもから高齢者まで全ての市民が、健康づくりに対する関心と理解を深められるよう、気運の醸成を図るとともに、市民一人ひとりの取組を地域社会全体で支えていくための環境づくりを進めていくことが重要です。
- このような認識に基づき、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携、協働して健康づくりに関する施策に取り組むことにより、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

3 総則

(1) 目的

この条例は、健康づくりの推進に関する市の責務並びに市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割並びに基本的な施策を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

○健康づくり

疾病及び障害の有無にかかわらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいいます。

○市民

市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

○事業者

市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

○保健医療関係者

保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいいます。

○健康づくり関係者

事業者及び保健医療関係者のほか、医療保険者、教育機関、市民・地域団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいいます。

(3) 基本理念

健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

○「自らの健康は自らつくる」を基本として、市民一人ひとりが健康づくりへの関心を持って理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。

○市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、並びに協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと。

(4) 市の責務

○市は、健康づくりに関する総合的な施策の策定及び実施に努めなければなりません。

○市は、健康づくりの気運の醸成及び健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めなければなりません。

○市は、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供するものとします。

(5) 市民の役割

○市民は、適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔の健康の保持など、自らに適した健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとします。

○市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持ち、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診や保健医療関係者の指導の活用等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとします。

(6) 事業者の役割

事業者は、従業員の健康管理、健康づくりに資する情報の提供その他の健康づくりの推進に取り組むとともに、健康づくりに取り組みやすい職場環境づくりに努めるものとします。

(7) 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

(8) 健康づくり関係者の役割

健康づくり関係者は、自らの活動を通じて市民の健康づくりを支援するとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発及び市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるものとします。

4 健康づくりの推進に関する計画

(1) 計画

- 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画（以下「健康づくり計画」といいます。）を策定するものとします。
- 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めます。
 - ア 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
 - イ 5（1）から（8）までに定める施策
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 健康づくりの推進に関する基本的施策

(1) 身体活動及び運動に関する施策

市は、子どもから高齢者まであらゆる世代が、その年齢や心身の状況に応じ、楽しみながら身体活動や運動の習慣を身に付けられるための施策を講じるものとします。

(2) 健康を支える食育の推進に関する施策

市は、健康を支える食育を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

- 年齢や身体及び歯と口腔の状態に応じた望ましい食習慣の形成に関する施策
- 食を楽しみ大切にする心の育みに関する施策
- 栄養に配慮した食の提供及び食に関する知識の普及に関する施策

(3) 歯と口腔の健康づくりに関する施策

市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

- むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防に関する施策
- 口腔機能の発達及びオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいいます。）対策に関する施策
- 定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用に関する施策

(4) 生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策

市は、生活習慣病の発症及び重症化の予防を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

- がんの予防に関する普及啓発並びにがん検診の実施及び受診の促進に関する

施策

○健康診査、保健指導、健康相談及び健康教育の実施並びに活用の促進に関する施策

○身体活動、食生活、歯と口腔の状態等と生活習慣病との関連性や望ましい生活習慣に関する知識の普及に関する施策

(5) こころの健康づくりに関する施策

市は、こころの健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

○こころの健康に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策

○こころの健康に関する相談及び支援に関する施策

○地域や社会とのつながりに関する施策

(6) 次世代につながる健康づくりに関する施策

市は、次世代につながる健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講じるものとします。

○健やかな妊娠、出産及び産後の健康管理に関する施策

○子どもの健やかな成育の支援に関する施策

(7) 感染症の予防等に関する施策

市は感染症の予防等を図るため、次に掲げる施策を講じるものとします。

○感染症の予防及びまん延防止に関する施策

○感染症に関する情報の提供及び知識の普及に関する施策

○感染症に起因する偏見や差別の防止に関する施策

(8) 健康被害の防止に関する施策

市は、健康被害の防止を図るため、次に掲げる施策を講じるものとします。

○喫煙及び受動喫煙対策に関する施策

○薬物乱用の防止に関する施策

○上記のほか、健康被害を防止するために必要な施策

(9) 顕彰

市長は、健康づくりの推進に関し、特に積極的な活動を行っていると思われるものに対し、顕彰を行うことができるものとします。

(10) 市民健康づくり月間

○市は、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、市民健康づくり月間を定めます。

○市民健康づくり月間は、10月とします。

○市は、市民健康づくり月間において、事業者、保健医療関係者、健康づくり関係者等と連携しつつ、健康づくりの推進に資する事業の実施に努めるものとします。